

長徳期に見る小右記と栄花物語

大原 一輝

松原輝美

一

長徳期は、藤原氏族の政權推移の中で、中関白家凋落という所謂長徳の変の見られる注目すべき時期に当たっている。小右記では長徳元年（九九五年）から同五年（九九九年）までのうち長徳四年の記事は見られず、栄花物語では巻第四（みはてぬゆめ）後半の長徳元年から巻第五（浦くの別）巻末の長徳四年十二月までがこの期の記述となっている。小右記は栄花物語の有力な資料の一つであったと考えられるが、この期に於ける栄花物語の記述の中には、小右記の記事と年紀的に著しい齟齬の認められる箇所が少なからず指摘されている他、人名、官職名等での錯誤も随所に散見される。しかしここでは、それらの厳格な史的検証は暫く措き、長徳期に於ける両書共通の記載事項に限って比較検討を試み、

両者の内質的差違の一端を垣間見ようとするものである。

先ず小右記では、長徳改元の年の最初の該当事事として、藤原原子東宮入内の記述が見られる。尤も、この年は二月二十二日に正暦から長徳に改元されたのであるから、厳密には長徳期とは言えないにしても、同じ年頭頭の、しかも改元僅か一箇月前のことでもあるから敢て長徳期に入れて採り挙げてみることにした。小右記によると、原子入内は一月十九日の条に「十九日、丙寅、関白二娘（号内御匣殿）今夜参青宮云々」とある（但し、へゝ内は原文割注）。藤原道隆の二女原子が東宮居貞親王に入内したというのであるが、小右記のこの日の記事はこれだけに留り、しかも本稿所引の大日本古記録所収の小右記では本文一行が四十字前後であることから、その半ばにも充たぬ程度の短文である。しかもそこには筆者実質の感懐は何ら加えられず、単なる一片の記録の記事に終わっているに過ぎない。ところが、栄花物語では、「中姫君十四五ばかりにならせ給ぬ。東宮に参らせ奉り給ふ有様、華くとめでたし。さて参らせ給ぬれば、宣耀殿はまかで給ひぬ。淑景舎にぞ住ませ給。何事もたゞかやうなれば、いはん方なくめでたし。女御の御心ざまも華やかに今めかしうさまあしき御有様也。年頃宣耀殿を見奉りたる心地に、これは事にふれ今めかしうおほさる。女御もかうもてなすとおほさねど、御衣の重なりたる

裾つき・袖口などぞいみじうめでたく御覽ぜられける。何事も女房のなりなども人々そこらもて参り集れば、善悪を人の聞ゆべきに「あらず」（巻第四）と記されている。原子入内の有様を「華々」とめでたし、「いはん方なくめでたし」といい、その心ざまも「華やかに今めかしうさまあしき御有様也」と説叙し、東宮も「今めかしう」覚し、「いみじうめでたく」御覽じになり、女房の服装なども「善悪を人の聞ゆべきにあらず」とまで絶賛されている。かの枕草子の、これより約一箇月後の同年二月十日頃の道隆夫妻、定子原子姉妹会同の一家団欒の雰囲気活写（日本古典文学大系枕草子一〇四段）には及ぶべくもないにしても、ここでは珠に「めでたし」、「今めかし」の反復による自他賛嘆の感懐が示されている。茲に単なる記録的記事に終っている小右記との間には対蹠的な差違が認められるのである。

因に、この期に於ける女御入内の記事は、藤原公季の女義子についても見られる。小右記長徳二年八月九日の条では、「九日、丁未、義子可為女御者、便仰頭弁令宣下」と義子に女御の宣下がなされたこと、それに伴い「大納言公季・余・右大弁忠輔及侍臣等於射場令奏女御慶へ藏人・少納言道方令奏〱拜舞如恒」と人々の表慶拜舞が行われたことを記しているが、この日の記事は寧ろ当日行われた左大将辞任に伴う道長の位記び大宰大貳藤原有国の

位記、任符請印の次第詳記が主体となっており、義子入内の記事そのものはその狭間に前後に分断された形で僅かに記されているに留まり、字数も併せて五十数字に過ぎない。ここでも入内への感懐は見られないどころか、あらぬ公事の記述に重点が置かれていることが窺われる。これに対して栄花物語では「これは何事にいまいきは、今めかしうさま〱にし奉る事さらなり」、「内わたり今めかしうなりぬ」とあり、年次、父の官職、入内順序等には錯誤が認められるものの、ライバル藤原顕光の女元子との対比のもとに「今めかし」という感懐が、短かい叙述の中にも矢張り繰返し強調されて懸隔を見せている。

ところで、栄花物語での長徳期は「かくて長徳元年正月より世の中いと騒しうなりたちぬれば、残るべうも思ひたらぬ、いとあはれなり」（巻第四）と「あはれ」に総括される悪疫流行の世評から書き出されている。そうしてこの世相を享けて卿相達の薨卒記事が注目されてくる。先ず三月二十日大納言朝光の薨に続いて四月十日関白道隆、四月二十三日小一条の大將濟時、五月八日関白道兼、六月十一日山の井の大納言道頼等の相続く他界である。道隆の死去については、「四月六日出家せさせ給ふ。あはれに悲しき事におほし惑ふ」という出家に続いて、「あはれいかに〱と殿の内おほし惑ふに、四月十日入道殿うせさせ給ひぬ。あない

みじと世の、しりたり」と記され、更に賀茂を始め神事の続く折の葬送に「いと折悪しういとをしげなり」と記されて、人々の「あはれに悲し」、「あはれ」、「あないみじ」等の感懐を交えた記述に、「いとをしげなり」という作者の同情的感懐も加えられて一層の哀感を漂わせている。これに対して小右記では、長徳元年四月六日の条に、道隆出家の報に「乍恐驚」道隆方を訪ねているが、その薨については、四月十一日の条に「民部丞國幹告送云入道関白殿去夜亥時許入滅云々。遠資朝臣又告送云戌時許入滅者へ時年卅三」とあるのみである。道隆の入滅時刻について入手した情報をそのまま伝聞事項として逐次客観的に記録しているにすぎないものであって周囲の人々の感懐はおろか、筆者自身の感懐的言辞は些も記されていない。しかも僅か一行余の短文でおえられてゐる。また、道隆葬送についての世評も同月二十四日の条に「人々云賀茂祭以前吉田祭日有此事如何」とあるが、これも世評そのままを記しているのみで筆者自身の感懐ではない。栄花物語の「あはれに悲し」以下「いとをしげなり」というに至る感懐的記述に対して極めて客観的な記述態度といわねばならない。ここでも事実そのものの記録に留る小右記と、少なくとも何らかの感懐を加えながら物語を進めていこうとしている栄花物語との対照的隔りが見てとれるのである。そうして、このような両書間の差

違は、続く済時以下の場合に於ても同様である。

栄花物語では、済時の薨については「あないみじといひ思ふ程に小一条の大將四月二十三日にうせ給ひぬ。宣耀殿の一宮もいと稚くおはしますを、見置き奉り給程いみじ」と稚い外孫敦明親王を残して薨じた済時に対して「あないみじ」、「いといみじ」という慨嘆的感懐が繰返し見られる。続く道兼については「同じ日の未の時ばかりにあさましようならせ給ぬ。あなまがくし。との、内の有様思ひやるべし」と左大臣重信、源中納言保光等との同日の他界を悼んで「まがくし」、「思ひやるべし」とまで記して、所謂七日関白のはかない夢に終った道兼の死を「かゝる夢はまだ見ずこそありつれ、心憂きものになんありける」と追懐している。ここでも「夢」、「心憂し」等に果敢ない人の世を悼む編者の感懐が寄せられている。更に続く道頼についても「よろづよりもあはれにいみじき事は、山の井の大納言日頃わづらひて、六月十一日にうせ給ぬ。御年廿五なり」とあり、「あはれ」、「いみじ」とその夭折を悼んでやまない。そうして「すべてあさましよう、心憂き年の有様也」と記して「あさまし」、「心憂し」の語でこの年への総括としている。栄花物語は、このように相続く人々の死に哀悼の感懐を加えずには記事を進め得ないのである。

これに対して小右記に於ける夫々の相当箇所を拾い挙げてみる

と、済時の薨については、元年四月二十四日の条で、僅かに「廿四日、庚子、去夜左大将薨へ年五十五」と記すに留り、矢張り感懐は見らるべくもなく、極めて簡潔なものに終っている。続く道兼の薨については五月二十六日の条で「今日左右大臣薨奏、贈位等事云々、依葬送以後、無固関等事欵」と左大臣源重信と共に薨奏、固関等の公事に関わる事項のみが記されているだけで、作者の感懐はおろか、大鏡に見られる実資自身の見舞記事（道兼伝）はもとより、七日関白道兼の末期についての些少の状況すら記されていない。これも亦、一行強の短い記録の記事に終わっている。続く道頼の場合にも、それを記した六月十一日の条では「十一日、丙戌、今日権大納言道頼薨へ春秋廿五」。頭弁云神今食来十六日上達部悉有故障所延引也」と、これも神今食延期の記事を加えても一行の記事に留り、春秋廿五と記してもその夭折を悼む感懐は見られない。

かくて以上、両書共通の記載事項として、偶々栄花物語巻第四に係わる慶弔両面の記述を採り挙げる結果となったのではあるが、それについて、小右記は単なる記録の記事に留ったり、朝儀公事に関するあらぬ方に筆が及ぶことはあつても、当該記事への感懐は見らるべくもない等、極めて客観的な記述態度が執られていると言わざるを得ない。茲に類型的平板的とはいへ、何らかの情緒

的感懐を交えずには措かぬ栄花物語との間には極めて対蹠的な一つの差違が認められるのである。

しかし、ここで注意すべきは、小右記にも感懐の披瀝が皆無というのではない。寧ろ、そこには強烈な批判性が見出せるところに特色が認められるのである。そこで、次にこの批判性の有無という点から両書を比較してみたい。先ず、小右記の長徳元年三月八日の条の伊周内覧奏請の箇所を見ると、「傳勅之旨頗以相違」との伊周の強い抗言が行われたことに対して、「此事大奇異之極也。必有事敗欵。往古未聞如此事」と記している。また、続く三月十日の条では、「関白病間々字可除也」といい、「偏奏可蒙関白詔之由」という伊周の関白就任を切望してやまない高階信順伊周眷族の策動に対して、「謀計之甚何人勝之」と極言すると共に、早速伊周方へ表慶に赴く顕光、伊陟、誠信等に対しては「可謂佞人」と酷評せずには措かないでいる。伊周の横暴に対する「大奇異之極」、「往古未聞」、伊周眷族の画策に対する「謀計之甚」、顕光らの追従に対する「可謂佞人」等の詞辞には、何れにも厳しい批判的な非難の感懐がみてとれるのである。

これに対して、栄花物語では、父道隆の、夜中、しかも病を押しての奏請に対して、帝の「げにさば、かう苦しうし給はん程は、などかは」との思召しによって、伊周に内覧の宣旨が下されたこ

とになっている。そこには、伊周の横暴や眷族の策謀等の陰險な政局の裏面工作は窺うべくもなく、むしろ病悩の道隆に同情的な帝の意向によって平穩裏に事が運ばれたかの如く記されている。この穏当な記述振りは、客観的な立場からする厳しい批判的言辭が見られる小右記とは矢張り対比的であるといわねばならない。

次いで行われた道隆伊周父子しての伊周の隨身奏請の次第については、小右記長徳元年四月四日の条の相近朝臣、頭弁俊賢等の來談内容を詳記した中で、「予案此事定無前例歟、可謂希有事」と記して、矢張りその「希有」なる異例振りが厳しく非難されると共に、これに伴う四月五日の条では、伊周が東三条院に隨身の慶を奏したことに、「此事定有嘲哂歟。漸及解頰者也」と批判し、伊周の挙動が「嘲哂」、「解頰」の対象とされるに至っている。こゝでも筆者の伊周の行動に対する冷やかな批判的姿勢があらわに見てとれる。これが栄花物語になると、道隆出家の項で、「さるは内大臣殿昨日まで隨身など様々、えさせ給へる」とは記されているが、これは道隆の死を悼む同情的慨嘆的修辭の中に見られる詞であつて、伊周が隨身を得たこと自体についての直接的記述はもとより、父子の横暴に対する批判的言辭は聊も見出すべくもない。これも小右記とは著しい較差の見られるところである。

同様のことは、藤原有國大宰大貳赴任の記事についても見られ

る。小右記長徳二年八月二日の条では、「正三位加階、足驚奇者也」といい、同七日の条でも「參左府。依有御消息。被錢大貳」と記して、ここでも「足驚奇者也」とその異例とも思われる有國への処遇に対する批判が見られる。ところが栄花物語になると、「まことかの押し籠められし有國、この頃宰相までなさせ給へれば、あはれに嬉し」、「世はかうこそはと見思ふ程に、この頃大貳辭書奉りたれば、有國をなさせ給へれば、世中はかうこそはあれと見えたり」、「これぞあべい事。故關白殿あさましようなさせ給へしかば、めやすき事と世の人間え思ひたり」等と記されている。この項、年紀・官位等に史実と齟齬する点少なくないが、作者は、兼家に重用され乍ら道隆には疎まれた有國が、道長によって復権させられたことを「あはれに嬉し」と述べると共に、「世はかうこそは」、「世中はかうこそは」、「これぞあべい事」、「めやすき事」等とする有國への同情的な世評に妥当性を認め、これに共感する態度が注目されるのであつて、矢張り小右記の客観的批判的な姿勢とは対比的なものがあるといわねばならない。茲に批判性の有無についてみて両書には格段の差違が認められるのである。

二

次に、栄花物語では、卷第四卷末近くから見られる所謂長徳の

変について、小右記と比較してみると、ここにも両者の間には矢張り様々な懸隔が認められる。先ず、伊周兄弟の花山院不敬事件については、小右記逸文の長徳二年一月十六日の条には右府消息として「有鬪乱事、御童子二人殺害取首持去云々」と殺伐とした記述があるのに対して、栄花物語では長徳元年冬の項に「威しきこえん」として「弓矢といふものしてとかくし給ひければ」（巻第四）とある。また、兄弟配流の罪名三箇条の中では、小右記は「射花山法皇事」と放射の事実を記すのに対して、栄花物語では「太上天皇を殺し奉らむとしたる罪」（巻第五）と記して、殺意が挙げられている等表現上微妙な差違が認められる。また、配流の宣命宣下を小右記では四月二十四日、都出立を隆家は五月一日、伊周は五月四日としているのに対して、栄花物語（以下巻第五）は兄弟の出立を共に宣命宣下二日後の四月二十四日している。従って小右記での宣命宣下から伊周出立までの旬日余を栄花物語では三日間に短縮して叙述していることになる。更に、伊周の逃隠先は、小右記の愛太子山辺として探索し、五月四日帰邸としているのに対して、栄花物語では第一日夜木幡、翌日北野、右近馬場とし、第二日目帰邸としている。両者の間には、このように虚実に亘る様々な懸隔が見られる。

しかし、こうした中で最も注目されるのは、中関白家凋落に対

する両書の態度の差違である。小右記では比較的淡々とした客観的態度が採られているのに対して栄花物語では中関白家側に立つての「あはれ」が強調されている。例えば、配流の宣命宣下後の二条邸内外の混乱喧騒状況について、小右記では四月二十五日の条の「二条大路見物雑人及乗車者如堵。為見帥下向云々」を始め、四月二十八日の条の「京内上下拳首乱入后宮中、凡見物濫吹無極。彼宮内之人悲泣連聲、聽者拭淚」に極まり、五月一日の条の隆家逮捕下向の際にも「見者如雲云々」等と記している。また五月五日の条にも右衛門尉倫範の言として、朔日の事態に「女人悲泣連聲」、「見物歎悲」等の語が重ねて引かれるなど何れも極めて印象的な記述が見られる。しかし、これらの記述は何れも伝聞の域を出るものではなく、しかも二条邸の窮状に対する一片の同情はおろか、筆者自身の感懐は片鱗も窺えない。中でも四月二十八日の条には「此間云々、嗷々不能違記」と記されて省筆にさえ及んでいたのである。因に、この期に於ける類似の省筆箇所を小右記の中に求めてみると、例えば長徳二年九月四日の申文撰申の条の「其旨太長、不能具記」や同三年四月十七日花山院の近衛濫行の条の「此間難得悽説、嗷々説不可記」等が見られる。そこには「其旨太長」、「難得悽説」等に窺える如く、小右記には叙述の冗長に亘ることを避け、不確な巷説に拘泥して確認が得られないま

ま、主観に陥ることを厭う姿勢が見てとれる。従って、四月二十八日の条の省筆も巷間の同情的立場からするのではなく、対象からは距離を置いた客観的な態度の現れであるといえよう。筆者にとっては噉々たる諸説の一端を客観的に採り挙げたに過ぎなかったのである。

これに対して、栄花物語では、三日間に亘る二条邸検索前後の状況を描いては「殿の内のけ色共、いはんかたなく騒しく、」「宮の内の上下、声をとよみみ泣」き、「世の人々の見る様、少々の物見には優りたり。見る人涙を流したり」等と小右記に極めて近い表現も見出せはする。しかし、珠に注目されるのは、第一日邸内の人々の悲嘆の涙に検非違使どもも「涙をのごひつ、あはれに悲しう」思いと記し、その夜の伊周の木幡詣を敘しても「ものあはれもなど、あはれに悲しくいみじ」と言い、第二日伊周の帰邸を「あはれに悲しきわざかな」と見、第三日兄弟逮捕後の出立下向の場にも「あはれに悲しきことはよろしき事也けり」と記すなど対象世界に融け入った臨場的叙述の中で、殊更その「あはれに悲しき」状が、三日間に凝縮された随所にとりたてて強調されていることである。しかもこれらの「あはれ」には、更に先行作品の援用によって一層その深まりを見せようとする潤飾が施されている。

例えば伊周の逃隠先について、小右記では愛太子山探索の状況が詳記されているのに対して、栄花物語では第一日夜のこととして伊周の木幡詣の状況を詳記して違いを見せているのであるが、その「月明けれど、此ところはいみじう暗ければ」、「くれぐれと分け入らせ給に」という父道隆の墓前に詣でて加護を哀訴する場面は、「分け入り給ふ程」、「月の雲がくれて森の木立こぶかく心すごし」という流涕を前にして父桐壺帝の陵前に詣でる源氏物語須磨巻を踏まえたものであることは既に大方の指摘するところとなっている。また第二日、小右記では五月四日の条に「員外帥出家、帰本家云々」とだけ記されている伊周帰邸の場も、栄花物語では「かの光源氏もかくや有けむと見奉る」というに至っては、伊周の容姿を殊更源氏物語の主人公に擬して、その凋落の身に「あはれ」を誘わんとしていることは明らかである。続く第三日のこととして小右記では、これも五月二日の条に「后昨日出家給云々」とのみある中宮出家の場でも、栄花物語の「昔の長恨歌の物語も、かやうなることにや」という帝の悲嘆は、「あけくれ御覧ずる長恨歌の御絵」（桐壺）を始めとする更衣亡き後の源氏物語桐壺帝の悲嘆の心情を模したものであることも歴然としている。かくてこの物語のこれらの場は、このように人物、容姿、挙動、心情、雰囲気に至るまで、つとめて源氏物語の世界を髣髴させる

ことによつて、その凋落の悲哀が一段と強められ、一層の共感を
得ようとしていることが明白に窺われるのである。

また、これ以外にも、此処で伊周の泣くく、「此天神に御誓た
て、」という北野詣を敘しているのも、当時「正暦四年（九九三
年）六月廿六日贈左大臣正二位」（小右記逸文）を始め、「正暦四
年五月廿日贈左大臣正一位、同閏十月廿日贈大政大臣」（大鏡裏
書）、「寛弘元年（一〇〇四年）十月廿一日平野北野両社行幸」
（同上）等に窺われる大臣流謫事件として同情共感を集め、広く
喧伝膾炙していたと考えられる天神信仰譚への依拠も念頭にあつ
てのことと思われる。ともあれ、この場に於けるこれらの先行作
品や伝承譚の援用、就中あらわな迄の源氏物語の援用による物語
的潤飾は、凋落してゆく者に見られる「あはれ」のひたすらなる
強調に他ならない。茲に栄花物語には、客観的態度をとる小右記
とは対比的な作為が見てとれるのである。

次に伊周隆家兄弟に対する公儀の処置は、それぞれ播磨、但馬
逗留への配所改めで一旦は落着を見せるのであるが、その下向過
程の叙述についても両書の間には矢張り逕庭がある。兄弟下
向関聯の記述について、先ず小右記を見ると、隆家については五
月一日二条邸で逮捕後、五月三日「在皮嶋辺云々」、五月十二日
「逗留丹後国之由」等とある。また伊周については、五月四日逃

隠より帰邸後「権帥乗車馳向離宮、為信着藁履於淳和院辺逗留」、
五月五日「倫範云権帥去夜宿石作寺（中略）今朝送離宮」、五月
十二日「忠宗等来云、昨日外帥自離宮着某寺」から五月十五日
「頭弁行成云権帥者病間安置播磨國便所、出雲権守安置但馬國便
所」に至るまで、途次到達の経過が日を追つて逐一丹念に書き留
められている。この間、五月四日の条には「允亮令申云実検帥車
へ編代へ帥已出家。車内有法師へ帥母氏云」、五月十二日の条に
は「忠宗云母堂密々相従」、「母堂密々来向」等と伊周の母貴子の
動向についての情報も散見される。また、五月三日の条では、隆
家の「依病逗留」する旨の奏請取継ぎの労を執ったことも記され
てはいる。しかし、追われゆく人々への格別な感懐は見られず、
何れも手許に寄せられた一族の動向に係わる伝聞事項の客観的な
記録となつてにすぎない。

これに対して栄花物語では、隆家については、丹波境で牛飼童
に形見の牛を与えるとして、「童ふしまろびて泣くさま、理にいみ
じ」と主従別離の「情」に殊更なる「理」を認めてその「あは
れ」を物語つているし、老坂では「憂きことを大江の山と知りな
がら」との中宮への贈歌を採り挙げては兄妹愛を語り、但馬に着
いてからも、隆家のために我が子友助を留めおく領送使延安（陳
泰）の人情譚を書き添えている。伊周についても、明石で弟隆家

を想いやつては「明石も須磨も己が浦く」と拾遺集人麿の歌の替歌を採り挙げ、ここでも古歌の採用によって兄弟愛を語り出している。また、貴子については、「山崎まで行かむく」と伊周に同行する哀状を縷述したうえで、殊に関戸院での母子離別の状を描いては「いみじう悲しなども世の常也」とその「あはれ」を強調してやまないでいる。栄花物語巻第五「浦々の別」の巻名に象徴される「あはれ」は随所に見られるのであつて、両書の客観的、主情的対比は、この下向途次の記述に於てもその差違を明白に見せているのである。

三

次に、敘上の中関白家の悲嘆に加えて、更に追討をかける結果になったのが、伊周の密入京事件である。そこで、この場面に於ける両書を比較してみると、小右記長徳二年十月八日の条では「権帥密々京上、隠居中宮云々」と伊周入京の噂に中宮邸や播磨の配所検索の状況が記されているに留らない。続けて、伊周不出家の点を殊更採り挙げ「外帥先日令奏出家之由、被改官符。而尚猶不剃頭云々。誑譎之甚欵」と記している。伊周の出家については、既に同年五月四日の条で「員外帥出家、歸本家云々。令案内之処、事已有実」と記し、同年五月六日の条でも重ねて「史茂忠

云、権帥官符依出家被改官符（従前帥安和例）」と安和の前例を引いてまで確認していることでもあるから、筆者にとつては「誑譎之甚欵」と激しく避難してやまないのも至当であつた。これが栄花物語になると、伊周の入京は「帥殿今一度見奉りて死なんく」という都の母に、伊周の「さばれ、此身は又はいかゞはならむとする。これにまさるやうは」と母の身を案ずる余り、夜を昼になして入京した母子涙の対面の場に委曲を尽し、「あはれに悲しとも世の常なりや」と強い同情を示している。そこには「母北の方も、宮の御前も、御方くも、殿も見奉りかはさせ給て、又今更の御対面の喜の御涙も、いとおどろくしういみじ」という久方振りの母子、兄妹一族対面の「あはれ」がとりたてて描かれているのであつて、小右記の問題視した伊周の不出家そのものについては一言も触れないでいる。同情こそあれ、寸毫の批判的言辭も見出せないところに小右記との隔りが認められるのである。

次いで入京発覚後、伊周の大宰府への出立の場についてみると、小右記長徳二年十月十一日の条では大外記致時朝臣の言として「外帥被下送大宰府へ使左衛門尉平維時官符請了、信順・道順等追遣任所へ使先日使」と眷族の放逐まで併記してみせるなど矢張り冷やかな記述振りが見られる。そして続けて「積悪家被天譴欵。後人可怖、」と記している。そこには中関白家を「積

悪家」と決めつけ、再配流を「天譴」と記して、これを当然視する姿勢をみせ、続いて「後人可怖、」と後人への訓戒としてゐる。矢張り一片の同情も示されず、冷徹な客観的態度がみとれるのである。他方、栄花物語では、伊周出立の状は人々の途方に暮れるなか、伊周本人に「何か、是は理の事なれば。さるべきにこそは」と言わせ、密入京による再流を「理の事」として自認させてはゐる。しかし栄花物語ではこれに続けて、長子松君との別れを描いては「げにあはれに悲しいみじ」といい、「御車引き出づる程もあはれに悲し」というほか、中宮も母貴子の身を案じて「あはれに悲しう心細く覚さる」と記すなど「あはれに悲し」を繰返し、打重なる中閔白家一族の悲嘆を強調してやまない。栄花物語は伊周の再流に「理」を認めながらも「あはれ」を描かずにはおれないのであって、ここにも小右記との対照的な懸隔が見られる。

因に、小右記がこの場面で、「積悪家被天譴欵」というのは、説苑の「積悪之餘殃」（談叢）や易経の「積善之家必有余慶、積不善之家必有余殃」（坤）に據ったものであろう。小右記のこの期に於けるかゝる典籍の引用は、長徳二年六月九日中宮二条北宮焼亡の条の「昨禁家今滅亡。古人云禍福如糾纏、誠所以乎」にも見られる。これは史記の「夫禍之与福兮、何異糾纏」（賈誼伝）

に據ったものであろう。何れもかゝる引用は当時の貴紳の漢籍素養からすれば、尋常のことであつたに違いない。しかし、こうした小右記の典籍引用のなかで殊に注目されるのは「故殿御記」、「故殿御日記」等と呼ばれる祖父実頼の日記の引用が頻繁に見られることである。例えば、長徳元年一月二十八日内府（伊周）大饗の条で、大饗の禄について「詳在故殿御記」とあり、同年六月二十一日除目の条で兼任大将の表慶について「故殿天慶七年四月十六日御記云」、同年十月一日旬の条で「歸宿見故殿天曆十年御日記」等々である。何れもそれ〴〵の場で先例を実頼記に求め、その規範とする所を示したものである。小右記での先行典籍の引用は、単に漢籍素養の披瀝に留らず、飽くまでも後人への訓戒や有職故実の規範提示に客観性を求めたものであって、小右記随所に見られる「例」、「先例」を重視してやまない「家の記」としての本質と無縁のものではない。ともあれ、嚮に瞥見した源氏物語や古歌等の先行作品の援用によって文芸的余情的潤飾を計っている栄花物語の場合とは異質的な差違が認められるのであって、両書の客観的主情的対比はこの典籍引用の態度に於ても容認されるのである。

次に、この伊周密入京に関聯する記事として、小右記長徳二年十一月十日の条には「十日、丙子、孝義朝臣加一階。左衛門尉倫

範敍位。皆是告言外帥入京之由賞云々」とある。伊周入京の密告に倫功行賞のあったことを記したものである。この日僅か一行の短い客観的記録記事であつて、もとより筆者の感懐は見られない。

これに対して栄花物語では「おほけなくつれ無も有かな」、「かゝることは、ゑびす・町女などこそいへ。あさましよう心憂きことを云出て、人の御胸を焼きこがし歎を負ふ、よきこと成や」という罵りに「あまへて出にけり」という息子孝義の密告を語つても、「情」の立場から厳しく非難叱責する父親信の詞を殊更記して、

一纏りの人情譚として描き出している。そこには密告を「おほけなし」、「つれなし」、「あさまし」、「心憂し」とする父親信の言動に同意肯定する作者の中閨白家寄りの同情姿勢が見てとれるのであつて、茲にも栄花物語の主情性が認められる。

続いて、栄花物語では更にこの伊周の密入京再配流に対する世論が採り挙げられている。そこには、伊周の行動に対して「あしうし給へれば理と云人も有、又少し物の心知りたる心ばへある人は、彼御身にては、おはしたるにくからず（中略）哀なること也や」という賛否両論あるを記しながら、作者は「理」という側よりは、矢張り「にくからず」、「哀なること也や」という「物の心知りた」る同情者側に加担する立場が窺われて注目される。

ところで、栄花物語に見られる「理」については、既に隆家の

丹波境に於ける牛童との別れの場面や、伊周の筑紫への再立出の場でも触れてきたところであるが、隆家の「情」に泣く牛童に「理」を認め、再配流を伊周自身に「理」といわせながらも、続けて肉親離別の悲哀を記して殊更強調せずには措かなかつた編者は、この論功の場でも世論の「理」よりも「情」の側に立つ態度を見せているのであつて、矢張りこの物語には「理」より「情」に就く姿勢が一貫して見てとれるのである。

そこで、次にこの期に於ける小右記の「理」の用法について一瞥してみると、何れも敍上の栄花物語の記事に直接対応する箇所ではないが、その他の箇所から幾つか拾い出すことができる。例えば、長徳二年九月四日の条では、申文撰申に於て「左大弁拔信理申文。余陳無理之由、令入撰申内。其旨太長、不能具記」と左大弁源扶義のつた信理の申文撰抜の専行を「無理」と断じて排斥している。そして同月十九日の直物の条では、信理が播磨守に任ぜられるや「事頗任意」と述べて情実に趨る人事を強く非難している。また、翌三年七月九日の除目でも、今年撰津守に任ぜられたばかりの藤原知光が尾張守に任ぜられたことについても「近代之除目只在人心」と不条理な道長の奏定を非難している。何れも私情を排し「理」を通そうとする姿勢が見てとれるのである。

更に同様のことは、長徳三年六月二十五日の条で、民部卿懐忠が

大納言に、右大将道綱が権大納言に加えられるということに対し「至戸部任日上臈、事理相当、右大将為任日下臈（一年下臈）。而可被越任之由、未得其理」と記している所にも窺われる。即ち、懐忠の昇任は上臈故に「事理相当」と認められるも、一年下臈の道綱に越任されることに対しては「未得其理」として、先例に照らしてもその「非理」を難じ、「事理」を陳べて便宜奏すべきことを勸解由源俊賢に示している。また、これも周知の箇所であるが、同年七月五日道綱が大納言に任せられるや「今以彼例被抽道綱、未知其理」と延喜の聖代の例に比し、「僅書名字、不知一二者也」といわれる道綱の抽任を「未知其理」として厳しく非難している。この他、長徳二年七月二十九日相撲抜出の条でも右大臣顕光の失態に際し「然而右存先、進相撲、理可然也」と右方の執った態度を当然の「理」として是認しているし、同三年十一月十八日新嘗祭の条でも「小忌人更候大忌、未知其理」と道綱の行為が強く非難されている所にも見られる。何れにせよ小右記では「理」に叶うを「事理相当」、「理可然」といい、「理」に反するを「無理」、「未得其理」、「未知其理」等として峻別し、厳しく非難してやまない。飽くまで「理」を「理」としてやまない小右記に比し、「情」に「理」を認め、或は一応、「理」を認めながらも「情」に赴かないではおれぬ栄花物語との差違は、かかる「理」

の用法を通して認められるのである。

四

次に、事変の收拾段階について、伊周兄弟西下後、召還に至る過程を小右記の記述から拾い挙げてみると、長徳三年四月五日東三条院御悩に基く非常赦の決定、四月二十二日隆家帰京、六月二十二日中宮定子参内の順となっている。ところが、栄花物語では、非常赦、隆家帰京の前に敦康親王誕生のことを置いている。親王誕生は、小右記では隆家の帰京後、長保元年十一月七日の条に見られるのであるが、栄花物語では親王誕生を以て特赦の理由とせんがため、殊更その前に持ってきているのである。そして親王誕生の前提として中宮参内を、更にその前提に「男宮生れ給はむと思夢見」て、定子に参内を勧める外祖父高階成忠の夢兆を伏線として持ってきている。即ち栄花物語は、成忠の夢兆、中宮参内、親王誕生、非常赦、隆家帰京、伊周帰京の順にして史実を並べ替えているのである。中関白家の側に立つて強い同情を示し、その凋落を「あはれに悲し」と強調してきた栄花物語は、中宮定子に皇子誕生という慶びに基く赦免とすることで中関白家側の喜びを幾重にも強調せんとして史実置き替えの虚構を敢て探ったものと思われる。虚構の構築は、そのための合理的必然性の付与にあつ

た。栄花物語は、こうした虚構の中に悲哀から歡喜への主題を明確にし、その物語的效果の高揚を計っているのである。以下、この虚実の差違の中にあつて、栄花物語の叙述の順序に従つて両書の比較を進めてみたい。

先ず、中宮の職曹司参内について、小右記では長徳三年六月二十二日の条で、東三条院御惱お見舞行幸の記事に続けて「今夜中宮参給職曹司。天下不甘心。彼宮人々称不出家給云々、太希有事也」と記している。既に長徳二年五月二日の条で、中宮御所檢索後の中宮権大夫扶義の談として「后昨日出家給云々。事頗似実者」と記した筆者は、ここで出家した身の中宮の参内を「天下不甘心」といい、「太希有事也」として、嚮に二年十月八日の条で伊周の不出家を非難したのと同様、その違例、異状を容認し難いものとして厳しく指弾してやまないでいる。

これに対して栄花物語では、中宮の参内は外祖父成忠の夢兆に基く強い勸奨によるものとしているが、出家した中宮としては矢張り「人のくちやすかるまじう」思われるなか、帝との対面に当つても「け遠くもてなしきこえ給へる程」も「理なれど」として、中宮の世間への思惑振りを当然のことと認めてはいる。しかし、栄花物語は続けて、帝との情愛のせき止め難い深まりを「人のそしらむも知らぬさまにもてなし聞えさせ給ふ」と記して、こ

こでも「人の語りをもえはゞからせ給はず」（桐壺）という源氏物語の桐壺帝の更衣への寵愛振りを模し、結局は帝中宮の仲を「此方はずちなき事にこそあめれ」と述べている。そこには、出家した身の参内が、小右記からは「天下不甘心」、「太希有事也」といわれている如く、世間をはゞかつて躊躇される「理」よりも「此方はずちなし」とする「情」の立場から肯定され、容認されるに至っているのである。ここにもまた源氏物語への強い倚り懸りが見られることはもとより、何よりも「理」よりは「情」を優先させる栄花物語の姿勢が浮き彫りにされているのであつて、矢張り中宮参内を激しく非難している小右記との違いを見せているのである。

次に、親王誕生以下の各項については、先ず小右記の記事を一括採り挙げてみると、親王誕生は、小右記では既述の如く長徳期ではなく、長保元年十一月七日の条に「卯刻中宮産男子へ前但馬守生昌三条宅」とあり、「主上以右近中将成信、被奉御劔於中宮」とある。小右記の同日の記事は、この日行われた道長の女彰子の女御宣旨に伴い、道長の示達によって筆者実資は午刻許りに参内し、申刻許りに表慶拝舞、女御の直慮で盃酒淵酔に及ぶ慶事に多分の筆が費されているのであつて、親王誕生の記事はその前後に分断され、この二文を併せても僅か三十数字の短い記録に留

められているに過ぎない。記事の長短に隔差が見られることはもとより、皇子誕生に伴う筆者の感懐は見られるべくもない。

続く非常赦については、小右記長徳三年四月五日の条に「可霑去月廿五日恩詔乎否。不可召上欵」という道長主宰の陣の定で「右大臣・左衛門督・宰相中将定申云」を始め、「左大臣・民部卿申云」等と以下諸卿の様々な意見の開陳が詳記されている。実資自身も「余竊思」と私見を覗かせてはいるが「然而不可敢申」とあって、「惟法条之所指、已以分明」という以上の感懐に及ぶものは見られない。諸卿の所見を逐一採録したこの日の記事は、審議の過程を丹念に書き留めた議事録の観を呈するものであって、矢張り客観的な記録態度から逸脱するものではない。

事態はかくて、伊周兄弟の召還となるのであるが、中関白家側にとっては深い喜びである隆家の帰京についても、小右記では長徳三年四月二十二日の条で「去夜出雲権守隆家入京云々」とあるのみで、「使内舍人相副。先日或云不差別使云々。然而後日聞之、尚遣内舍人者」という使の差遣についての些末的な記事を加えても、これ亦僅か一行余の備忘的記録に留められ、ここでも些事に越りこせずれ一片の感懐も加えられず極めて冷やかなものになっている。そして続く伊周の赦免帰京に至っては記述さえも留められていないのである。

これに対して、栄花物語では、親王誕生に際して上、女院の「いと嬉しき事に誰もくおほしめさる」を始めとして、但馬の隆家も「哀に嬉しき事を覚すべし」、宮の女房達も「世にいみじう目出度思べし」等と記されている。また、筑紫の伊周も「あさまじう嬉しくて、「我佛の御徳」と「いみじう嬉しく思食され」、帝も「此御事の験に旅人を」と伊周召還を語らわれ、道長さえも「げに御子の御験は侍らむこそはよからめ」と奏すなど人々の「嬉し」、「めでたし」が繰り返され、皇子誕生の「徳」、「験」が幾重にも讃えられている。そして愈々特赦に至っては、ここでも中宮の「よに嬉しき事」に覚されるのを始め、世人も「若宮の御徳」と讃え、「めでの、しる」状が力説されている。また、続く「いとく嬉しく覚さる」隆家帰京の場面でも北の方との贈答歌「今日ぞうれしき」が特記されている。更に巻末では、小右記で無視されている伊周の帰京を記し、桜本墓参を描いては嚮の木幡詣との間に照応の妙を見せて、尚「あはれに悲しき」場を示してはいるものの、何れも兄弟の召還復帰の「うれしくめでたき」歓喜の世界が一途に強調されてきているところに、この事変取捨段階に於ても小右記との著しい対比が見てとれるのである。最後に、こうした結末段階の中で殊に注目されるのは、栄花物語に於ける道長の描かれ様である。先ず中宮定子の職曹司参内に

つについては、記述の如く小右記長徳三年六月二十二日の条で激しく非難されたうえ、「外記令申可慮従行啓之由、然而不候」と記されているが、栄花物語では対比的に、「かくて内に参らせ給夜は、大殿さるべき御前参るべきよし仰せらるれば、皆参りたり」と然るべき前駆の参上を命ずるなど、道長の心様の「いみじうあり難くおはします事限な」き中宮方への積極的な心遣いの程が記され讃えられている。また、敦康親王誕生に関しても、小右記では長保元年八月九日の条で、中宮御産のため平生昌第に移御の際、道長は敢て人々を率いて宇治に赴き「似妨行啓事」とまで書かれ、その結果「上達部有所憚不参内欵」と記されている。また、同年十一月七日親王誕生の当日にも小右記では彰子に女御の宣旨下るとして「氏上達部相共可奏慶賀可参入者」と殊更一族の参入を求め、我が女入内の慶びにひたりきっている道長であるが、栄花物語では、親王誕生産養の場で「大殿、七日夜の御事仕うまつらせ給ひ、御湯殿の鳴弦や読書の博士なども「皆大殿にぞ掟て参らせ給へる」等とあつて、中宮方への道長の奉仕振りが特筆されている。更に伊周兄弟召還に当つても栄花物語では、これも既述の如く「げに御子の御験は侍らむこそはよからめ。今は召しに遣はさせ給へかしなど奏し給」う等、何れの場でも道長の中関白家に対する好意的積極的な意向が特記され讃えられている。そこには、物

語究極の主人公道長讚美の片鱗が用意されているばかりではない。道長と中関白家側との拮抗については、小右記によれば長徳元年二月二十八日の東三条院石山詣途次や七月二十四日仗座に於ける口論に見られる伊周との確執を始め、道長隆家従者による七月二十七日七条大路の鬪乱や八月三日の濫行等の相続く葛藤が記されている。そしてこの段階に於ても中宮方に対しては絅上の如く敢て様々な阻碍を見せている道長であるが、この史実を操作してまでの栄花物語の虚構の中では、「あはれに悲し」から「うれしくめでた」きに至る物語の展開の枢軸に置かれているばかりか、何よりも何れの場面でも、小右記に見られる挙動とは対蹠的に中関白家側に心寄せる「情」の人として強調され、特筆されているところに刮目すべきものがある。小右記に比し「情」の立場に立つ栄花物語の姿勢は、この道長像の造型面に於ても明確にその差違を見せているのである。

小右記、栄花物語両書の比較は、文芸のジャンル、文体、或は作者の性差や職掌、環境等の差違からも一概には律し難いものがあることはいうまでもない。殊に小右記は、既に藤岡作太郎氏から「記事乾枯、毫も文学的趣味の存するものなし」（国文学全史平安朝篇第二期第八章）とまでいわれているものであるから、これを栄花物語と比較することは同日の論にあらざることを自明であ

るかもしれない。しかし、以上縷述の如き客観性と主情性との対比は両書の持つ根幹的な内質的差違であると思われるし、それはまた、小右記が栄花物語の有力な資料の一つであったと考えられるところから、所謂「素材と形成」、或は「歴史其儘と歴史離れ」の問題にも少なからぬ係わりを持つものとして看過し難いものがあると思われるのである。ともあれ、両書の長徳期に限つての管見に大方のご批評を俟ちたい。

註 以下小右記の本文は『大日本古記録』に、栄花物語の本文は

『日本古典文学大系』に據った。尚、『日本古典文学全集』

栄花物語からも多大の恩恵に預った。記して謝意を表します。

(文責 大原 一輝)